

第11回 流水型ダム環境保全対策検討委員会

説明資料

【第10回委員会後の環境影響評価手続きに関する動きについて】

令和6年5月21日

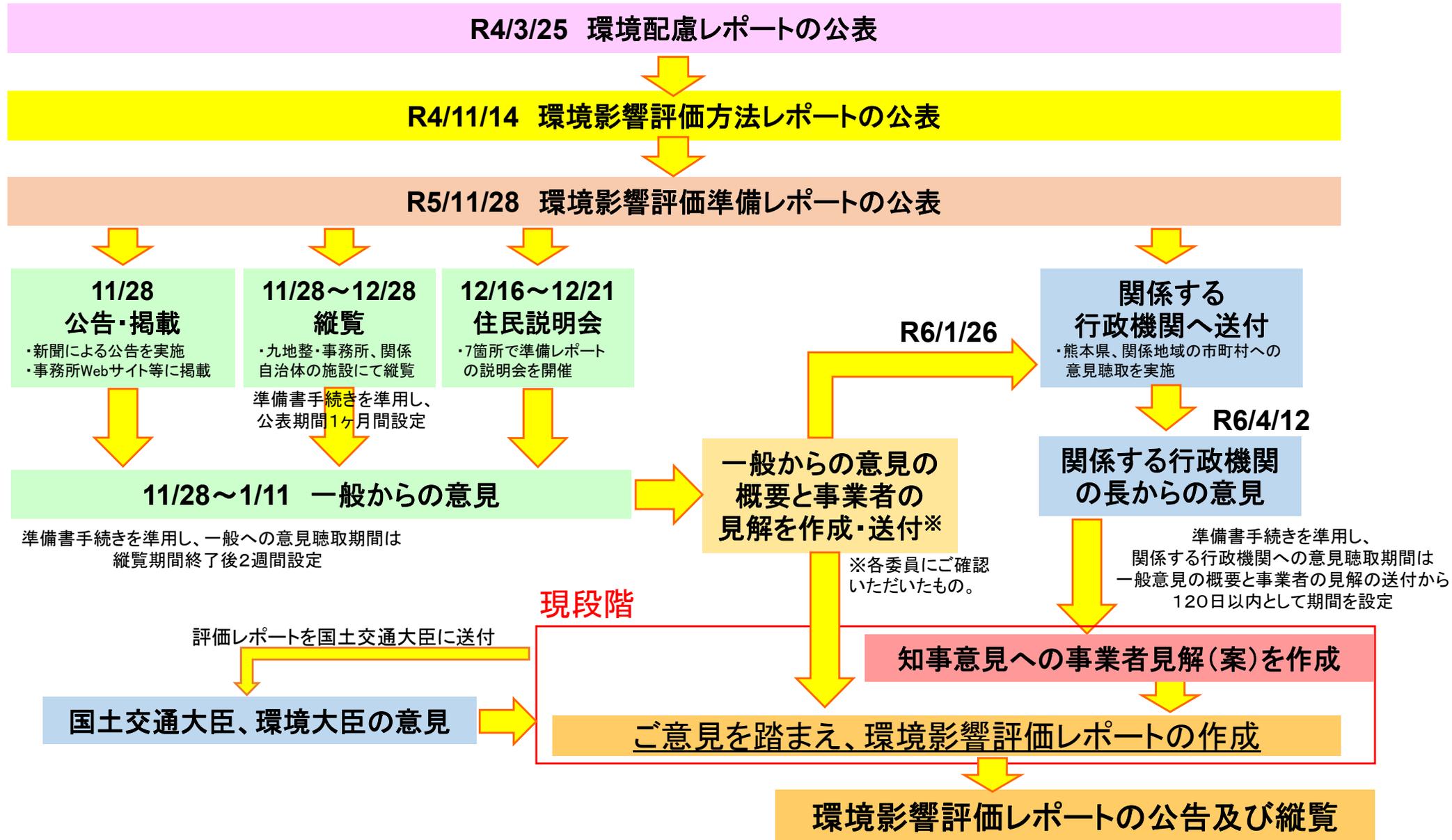


国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

1.環境影響評価準備レポートの公表及び 公表後の手続きの状況について

○「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」公表後の手続きとして、環境影響評価法に準じて、『公告・縦覧』、『説明会の開催』を実施し、『提出された一般からの意見の概要と事業者の見解を知事及び関係市町村長へ送付』した※。

※環境影響評価法第十五条～二十条



- 本委員会での議論を経て「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」をとりまとめ、令和5年1月28日から12月28日まで公共施設等23箇所で見覧及びWebサイトで公開し、意見を募集した。
- 見覧開始日の令和5年11月28日(火)には、新聞広告を6紙(熊日、西日本、読売、朝日、毎日、人吉新聞)に掲載。
- 球磨川流域自治体の協力を得て、回覧板への差し込みや各自治体Webサイトへの掲載、村内放送等により周知を実施。

5,070ページ

川辺川の流水型ダムに関する
環境影響評価準備レポート

3分冊の1

367ページ

令和5年11月

国土交通省 九州地方整備局

川辺川の流水型ダムに関する
環境影響評価準備レポート

【要約書】

令和5年11月

国土交通省 九州地方整備局



■球磨川流域市町村における周知

| 市町村 | 周知方法 |
|-----|-----------------------------|
| 八代市 | Webサイト掲載、案内配布 |
| 人吉市 | Webサイト掲載 |
| 錦町 | Webサイト掲載、町内放送、回覧板 |
| 相良村 | Webサイト掲載、村内放送、公式LINE |
| 五木村 | Webサイト掲載、村内放送、案内配布、ケーブルTV告知 |
| 山江村 | Webサイト掲載 |
| 球磨村 | Webサイト掲載、公式LINE |

お知らせ 「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」について、以下のとおり見覧に供するとともに、記載事項の説明会を開催しますので、お知らせいたします。

- 1. 事業者の名称、代表者の氏名、事業者の住所**
事業者の名称 国土交通省 九州地方整備局
代表者の氏名 局長 西戸 義貴
事業者の住所 福岡県福岡市博多区多摩東2丁目10番7号 環境第二応接室
- 2. 事業の名称、種類及び規模**
事業の名称 川辺川ダム建設事業
(本事業は貯留型ダム計画である設計計画からの継続事業であるため、事業の名称は変更しないが、ダムの名称は決定していません。今後、変更の可能性あります。)
事業の種類 国土交通省九州地方整備局川辺川ダム建設事業
事業の規模 貯水容量:391ha(ダム汎用調整池の面積)
川の増体の総延長 107.5m 増設長:約262.5m
- 3. 事業が実施されるべき区域**
熊本県球磨郡相良村、五木村
- 4. 関係地域の範囲**
熊本県八代市(一部)、人吉市、球磨郡錦町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村
- 5. 見覧場所 期間**
【熊本県】文通省九州地方整備局、川辺川川沿いの事務所、八代市(国道事務所)、八代市(環境事務所)、八代市(本館)、八代市(本庁舎)、八代市(税務所)、球磨郡相良村、相良村役場、五木村役場、山江村役場、球磨村役場 等で見覧が可能です。
【福岡県】令和5年11月28日(火)から令和5年12月28日(木)まで
(期間中は見覧場所により異なりますので後述の川辺川ダム防務事務所Webサイトをご覧ください。)
- 6. 意見の提出**
準備レポートについて、環境の保全の見地から意見を有する方は、意見により意見を提出することができます。見覧場所での配布や川辺川ダム防務事務所Webサイトに掲載しております意見書様式に住所、氏名、ご意見(ご意見の理由を含む)をご記入の上、見覧場所に集め付けております意見書への返信または(8)の問い合わせ先への郵送、FAX、メールにより提出ください。
【期間】令和5年11月1日(木)まで(提出方法別の提出期限については見覧書様式をご覧ください。)
※川辺川ダム防務事務所Webサイト(https://www.gqr.mlit.go.jp/kawabe/)では、「準備レポート」の電子版の公表のほか、縦覧や意見書の提出についての詳細を掲載しておりますのでご覧ください。
- 7. 準備レポート説明会の開催を予定する日時及び場所** ※約1時間予定しております。
①令和5年12月16日(土) 11:00～ 五木村役場 2階大会議室 (球磨郡五木村2672-7)
②令和5年12月16日(土) 15:30～ 相良村総合体育館 1階研修室 (球磨郡相良村2493-1)
③令和5年12月17日(日) 17:00～ 球磨村役場 3階第3会議室 (球磨郡球磨村1730)
④令和5年12月18日(月) 18:00～ 錦町センター五元館 2階研修室(八代市錦町148)
⑤令和5年12月19日(火) 19:00～ 球磨役場 3階大会議室 (球磨郡錦町一貫1587)
⑥令和5年12月20日(水) 19:00～ 山江村公民館2階研修センター 2階大会議室 (球磨郡山江村大字山江1356-1)
⑦令和5年12月21日(木) 19:00～ カサデールリス 小ホール(八代市大字東町1576-1)
- 8. 問い合わせ先(意見書の提出先)**
国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム防務事務所 調査課
〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字東郷3317
電話:0966-23-3174 FAX:0966-22-1293 メール:gqr-kawabe-kankyo@ki.mlit.go.jp

《準備レポート、準備レポート【要約書】》

《あらまし、説明動画》

《新聞広告》

- 7市町村(八代市(泉町)、人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村)において、準備レポートのあらましを用いて準備レポートの記載事項をお知らせするための説明会を開催した(延べ168名出席)。
- 一般の方々からの意見を令和5年11月28日(火)から令和6年1月11日(木)まで募集し、事業者に対して79者(個人・団体)から提出いただいた。
- 頂いた意見について、127件の「意見の概要」に整理し「事業者の見解」を作成の上、知事及び関係市町村長に送付(令和6年1月26日付)。

■準備レポートの縦覧

・縦覧場所を23箇所設置し、意見箱を設置し意見を収集

| | 場所 |
|---|-----------------|
| ① | 九州地方整備局 |
| ② | 川辺川ダム砂防事務所 |
| ③ | 川辺川ダム砂防事務所ダム出張所 |
| ④ | 八代河川国道事務所 |
| ⑤ | 八代河川国道事務所八代出張所 |
| ⑥ | 八代復興事務所 |
| ⑦ | 熊本県庁本館 |
| ⑧ | 熊本県南広域本部 |
| ⑨ | 熊本県南広域本部球磨地域振興局 |
| ⑩ | 八代市役所本庁舎 |
| ⑪ | 八代市役所坂本支所 |
| ⑫ | 八代市役所千丁支所 |

| | 場所 |
|---|------------------|
| ⑬ | 八代市役所鏡支所 |
| ⑭ | 八代市役所東陽支所 |
| ⑮ | 八代市役所泉支所 |
| ⑯ | 八代市坂本コミュニティーセンター |
| ⑰ | 人吉市役所 |
| ⑱ | 錦町役場 |
| ⑲ | 相良村役場 |
| ⑳ | 相良村役場四浦出張所 |
| ㉑ | 五木村役場 |
| ㉒ | 山江村役場 |
| ㉓ | 球磨村役場 |



《縦覧箇所(五木村役場)》



《縦覧箇所(山江村役場)》

■説明会の開催

・五木村、相良村、球磨村、八代市(泉町)、錦町、山江村、人吉市の計7会場において、準備レポートの記載事項をお知らせするための準備レポート説明会を開催

| | 会場・日時 |
|---|--|
| ① | 【五木村】 五木村役場 2階大会議室 12月16日(土) 11:00~ |
| ② | 【相良村】 相良村総合体育館 1階研修室 12月16日(土) 15:30~ |
| ③ | 【球磨村】 球磨村役場 談話室・小会議室 12月17日(日) 17:00~ |
| ④ | 【八代市(泉町)】 振興センター五家荘 2階体育館 12月18日(月) 18:00~ |
| ⑤ | 【錦町】 錦町役場 3階大会議室 12月19日(火) 19:00~ |
| ⑥ | 【山江村】 山江村農村環境改善センター2階大会議室 12月20日(水) 19:00~ |
| ⑦ | 【人吉市】 カルチャーパレス 小ホール 12月21日(木) 19:00~ |

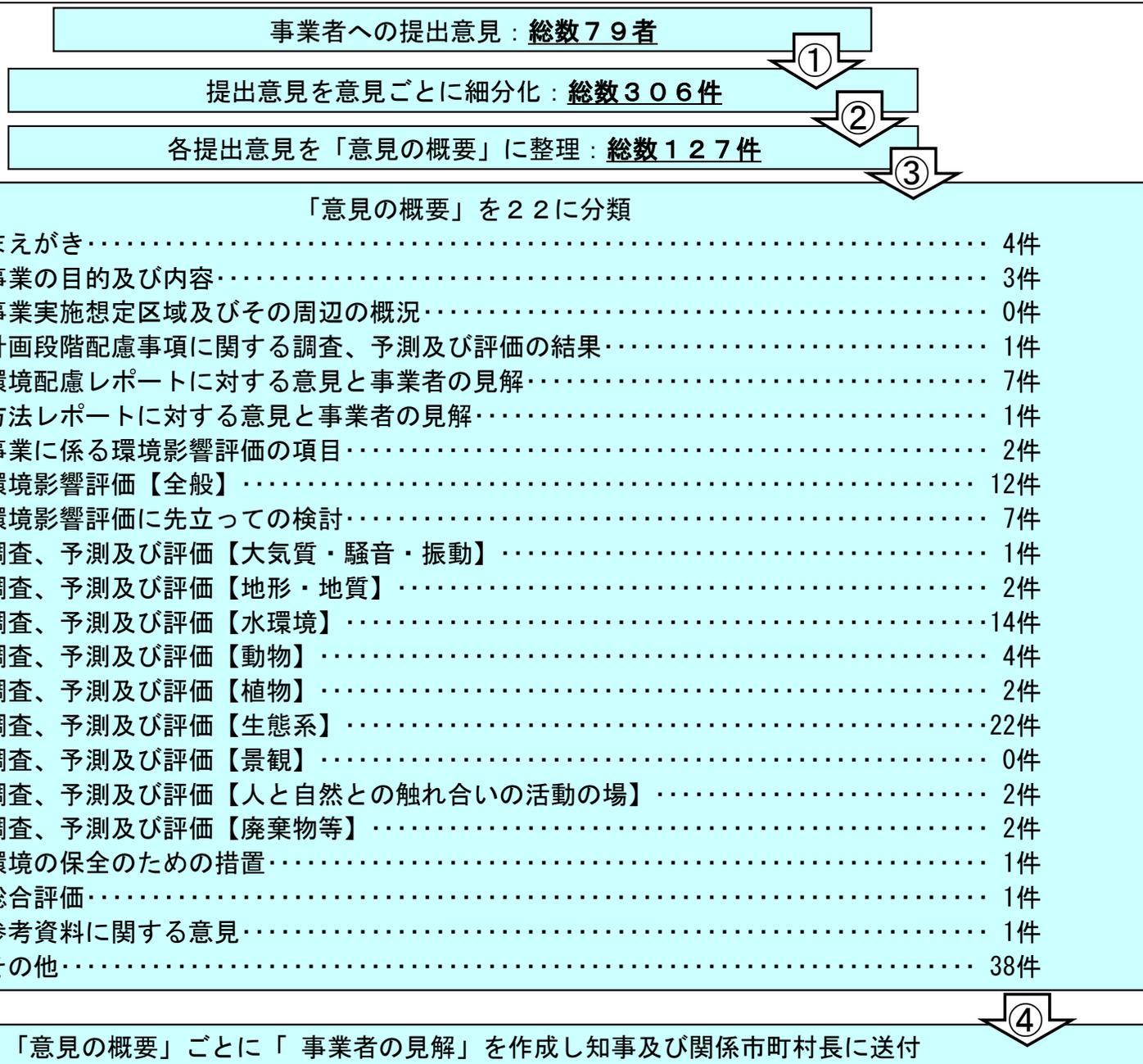


《説明会開催状況(人吉市)》



《説明会開催状況(相良村)》

- ①・②: 79者から提出頂いたご意見を観点ごとに306件に細分化し、127件の「意見の概要」に整理。
- ③: 整理した「意見の概要」を22の項目に分類。
- ④: 「意見の概要」ごとに「事業者の見解」を作成し知事及び関係市町村長に送付。



環境影響評価法上の評価書の位置づけについて

■ 一般的な環境影響評価では、環境影響評価法に基づき、配慮書から評価書の確定まで、段階を経て環境影響評価の手続きを実施していくことになっており、川辺川の流水型ダムにおいても、法に準じて、段階的に同様の手続きを経て環境影響評価を実施していく。

<一般的な環境アセスメント図書について>

| 図書 (一般的な 環境アセスメント) | 図書の概要 | 意見の聴取 | | | 川辺川の流水型ダムの場合 |
|--------------------------|---|---------|-----------------------|---------------|--|
| | | 住民 | 知事、 市町村長 (行政機関) | 主務大臣 ・環境大臣 | |
| 配慮書 | 事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、 <u>事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書。</u> | ○ ※1 | ○ ※1 | ○ ※3 | 川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート (R4.3.25公表) ※左記と同様 |
| 方法書 | どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという <u>環境影響評価の計画を示した図書。</u> | ○ | ○ | ○ ※2 | 川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価方法レポート (R4.11.14公表) ※左記と同様 |
| 準備書 | 調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果を示し、 <u>環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書。</u> | ○ | ○ | — | 川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート (R5.11.28公表) ※左記と同様 |
| 評価書 | 準備書に対する知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて <u>準備書の内容を見直した図書。</u> | — | — | ○ ※3 | 川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート (国土交通大臣に送付予定) ※左記と同様 |
| 評価書(補正) | 評価書に対する大臣意見を踏まえ、必要に応じて見直しを加え、 <u>最終的に事業による影響評価を確定した図書。</u> | — | — | — | 川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート* (公表予定) *補正後 ※左記と同様 |

- ※1 事業者は意見を求めるように努めなければならない。
 ※2 事業者から送付を受けた場合意見を述べるものとする。
 ※3 主務大臣・環境大臣は意見を述べるができる。

※「環境アセスメント制度のあらまし(環境省大臣官房環境影響評価課2018年10月改訂)」を元に作成

環境影響評価書とは

- 評価書とは、準備書に対する都道府県知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した図書。
- 評価書の作成にあたっては、知事意見を勘案し、一般の意見に配慮して準備書の記載事項に検討を加え、記載事項に変更が生じる場合は、準備書に記載した事項との相違が分かるように記述する。

■ 環境影響評価法 第二十一条

事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。)

同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

事業の目的及び内容の修正
⇒再度方法書手続きから

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。)

次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

下記の事項の誤記等の単純修正
⇒評価書手続きを進める
・事業者の氏名及び住所
・方法書への意見と事業者の見解
・委託者の氏名及び住所 等

三 前二号に掲げるもの以外のもの

第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

修正に係る部分の再検討

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。)を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

準備書の記載事項

二 第十八条第一項の意見の概要

一般からの意見の概要

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

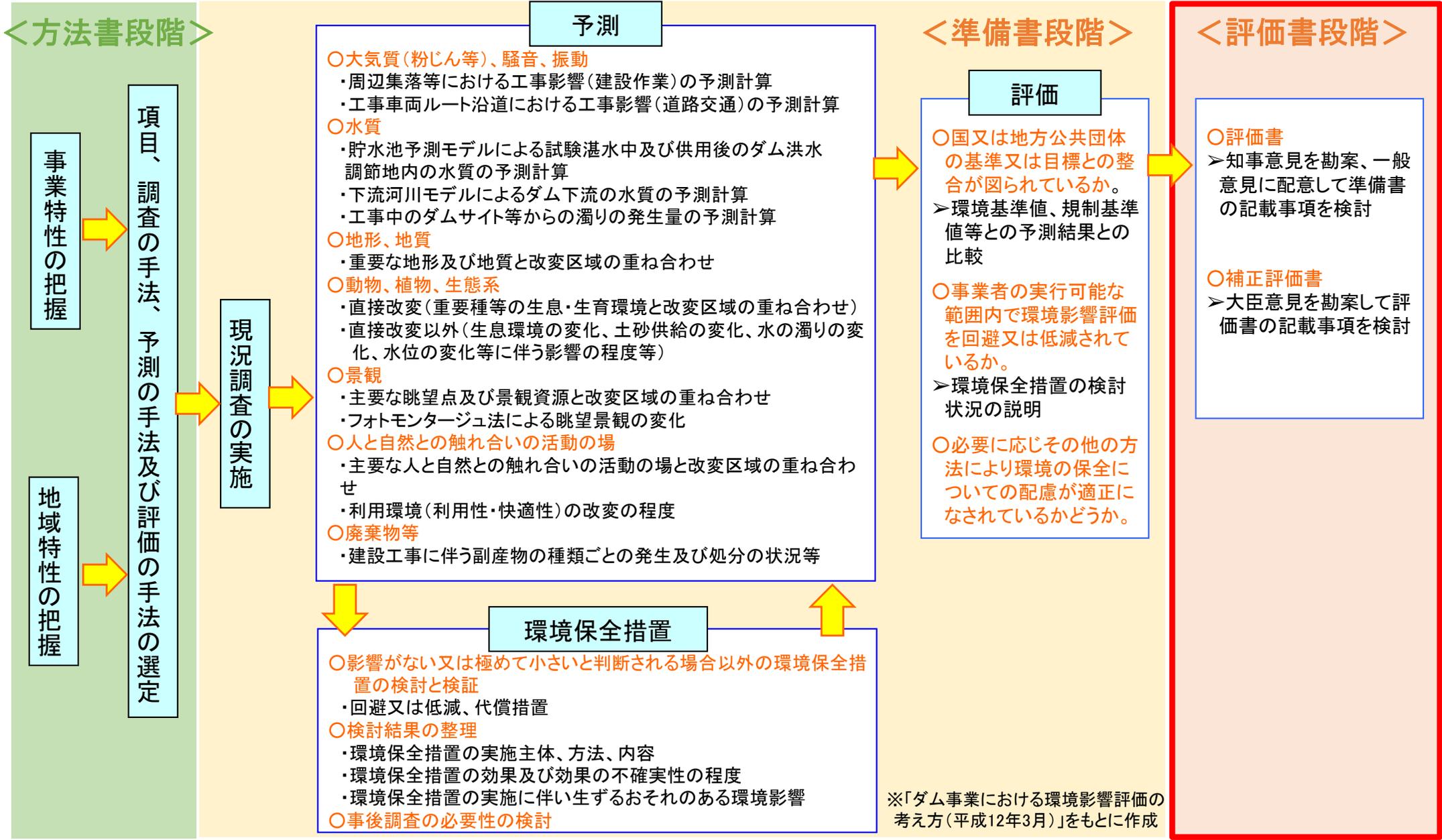
知事意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

一般からの意見の概要及び知事意見への事業者の見解

一般的なダム事業における環境影響評価の検討手順

○一般的には、評価書段階では、準備書に対する知事意見を勘案し一般からの意見に配慮して準備書の記載事項を検討し、評価書を作成する。さらに、評価書に対する大臣意見を勘案し補正評価書を作成することとなっており、川辺川の流水型ダムにおいても同様の検討手順を進めていく。



2. 環境影響評価における図書の日次構成

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価における図書の目次構成

第1章～第2章

○川辺川の流水型ダム事業の環境影響評価における図書の目次構成について、以下のとおり示す。

| 記載項目 | | 環境配慮 レポート | 方法 レポート | 準備 レポート | 評価 レポート ※1 | 評価 レポート ※2 | |
|------|---------------------------|---------------------------------|------------|------------|------------------|------------------|--|
| 第1章 | 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | | | | | | |
| | 1.1 | 事業者の名称及び代表者の氏名 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 1.2 | 事業者の主たる事務所の所在地 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 第2章 | 事業の目的及び内容 | | | | | | |
| | 2.1 | 事業の名称 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.2 | 事業の経緯 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.3 | 事業の目的 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4 | 事業の内容 | | | | | |
| | 2.4.1 | 事業の種類 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4.2 | 事業実施区域の位置 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4.3 | 事業の規模及び総貯水容量 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4.4 | 事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項 | | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4.5 | 事業の工事計画の概要 | | ○ | ○ | ○ | |
| | 2.4.6 | その他の事業に関する事項 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

※1:国土交通大臣送付時、※2:公告・縦覧時

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価における図書の目次構成

第3章 事業実施区域及びその周囲の概況

| 記載項目 | | | 環境配慮 レポート | 方法 レポート | 準備 レポート | 評価 レポート ※1 | 評価 レポート ※2 |
|------|-----------------|--|--------------|------------|------------|------------------|------------------|
| 第3章 | 事業実施区域及びその周囲の概況 | | | | | | |
| | 3.1 | 地域の自然的状況 | | | | | |
| | 3.1.1 | 大気環境の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.2 | 水環境の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.3 | 土壌及び地盤の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.4 | 地形及び地質の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.5 | 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.6 | 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.1.7 | 一般環境中の放射性物質の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2 | 地域の社会的状況 | | | | | |
| | 3.2.1 | 人口及び産業の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.2 | 土地利用の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.3 | 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.4 | 交通の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.5 | 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.6 | 下水道の整備の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.7 | 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 3.2.8 | その他の事項 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1:国土交通大臣送付時、※2:公告・縦覧時

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価における図書の目次構成

第4章～第6章

| 記載項目 | | | 環境配慮 レポート | 方法 レポート | 準備 レポート | 評価 レポート ※1 | 評価 レポート ※2 |
|------|-------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|------------|------------------|------------------|
| 第4章 | 環境配慮レポートに関する内容 | | | | | | |
| | 4.1 | 計画段階配慮事項の選定及び計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4.2 | 環境配慮レポートに対する主務大臣の意見と事業者の見解 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4.3 | 関係する行政機関の長からの意見と事業者の見解 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 4.4 | 環境配慮レポートに対する意見の概要と事業者の見解 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第5章 | 環境影響評価方法レポートについての意見と事業者の見解 | | | | | | |
| | 5.1 | 環境影響評価方法レポートに対する熊本県知事の意見と事業者の見解 | | | ○ | ○ | ○ |
| | 5.2 | 環境影響評価方法レポートに対する意見の概要と事業者の見解 | | | ○ | ○ | ○ |
| 第6章 | 事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 | | | | | | |
| | 6.1 | 環境影響評価の項目 | | | | | |
| | 6.1.1 | 環境影響評価の項目の選定 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6.1.2 | 環境影響評価の項目の選定理由 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6.2 | 調査、予測及び評価の手法 | | | | | |
| | 6.2.1 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6.2.2 | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6.2.3 | 人と自然との豊かな触れ合いの確保 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6.2.4 | 環境への負荷の量の程度 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1:国土交通大臣送付時、※2:公告・縦覧時

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価における図書の目次構成

第7章 環境影響評価の概要

| 記載項目 | | | 環境配慮 レポート | 方法 レポート | 準備 レポート | 評価 レポート ※1 | 評価 レポート ※2 |
|------|-----------|----------------------|-------------------------------------|------------|------------|------------------|------------------|
| 第7章 | 環境影響評価の概要 | | | | | | |
| | 7.1 | 環境影響評価に先立っての検討 | | | | | |
| | | 7.1.1 | ダムの施設等設計の工夫 | | | ○ | ○ |
| | | 7.1.2 | 試験湛水手法の工夫 | | | ○ | ○ |
| | | 7.1.3 | 洪水調節操作ルール of 工夫 | | | ○ | ○ |
| | 7.2 | 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 | | | | | |
| | | 7.2.1 | 大気質(粉じん等) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.2 | 騒音(騒音) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.3 | 振動(振動) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.4 | 水質(土砂による水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素イオン濃度) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.5 | 地形及び地質(重要な地形及び地質) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.6 | 動物(重要な種及び注目すべき生息地) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.7 | 植物(重要な種及び群落) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.8 | 生態系(地域を特徴づける生態系) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.9 | 景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.10 | 人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場) | | | ○ | ○ |
| | | 7.2.11 | 廃棄物等(建設工事に伴う副産物) | | | ○ | ○ |

※1:国土交通大臣送付時、※2:公告・縦覧時

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価における図書の目次構成

第7章～第11章

| 記載項目 | | | 環境配慮 レポート | 方法 レポート | 準備 レポート | 評価 レポート ※1 | 評価 レポート ※2 | |
|------|---|---------------------------------|--------------|------------|------------|------------------|------------------|---|
| | 7.3 | 環境の保全のための措置 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 7.4 | 環境の状況の把握のための措置 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 7.5 | 事業に係る環境影響の総合的な評価 | | | ○ | ○ | ○ | |
| 第8章 | 環境影響評価に係る業務の一部を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | | | | | | | |
| | 8.1 | 委託された者の名称及び代表者の氏名 | | | ○ | ○ | ○ | |
| | 8.2 | 委託された者の主たる事務所の所在地 | | | ○ | ○ | ○ | |
| 第9章 | 環境影響評価準備レポートについての意見と事業者の見解 | | | | | | | |
| | 9.1 | 環境影響評価準備レポートに対する熊本県知事の意見と事業者の見解 | | | | ○ | ○ | |
| | 9.2 | 環境影響評価準備レポートに対する意見の概要と事業者の見解 | | | | ○ | ○ | |
| 第10章 | 環境影響評価レポート作成に当たっての準備レポート記載事項との相違の概要 | | | | | | ○ | ○ |
| 第11章 | 環境影響評価レポート補正に当たっての評価レポート記載事項との相違の概要 | | | | | | | ○ |

※1: 国土交通大臣送付時、※2: 公告・縦覧時